

意見書案第4号

放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める
意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 6月14日

取手市議会議長
佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	池 田	慈
〃	〃	赤 羽	直 一
〃	〃	飯 島	悠 介

放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電事故から5年以上経過しました。しかし未だに高濃度の放射性汚染水の放出などが続き、原発事故は生命や環境に甚大な影響を与える極めて重大な人権侵害であると言わざるを得ません。また、放射性物質は微量でも遺伝子を傷つけ、未来世代へ影響を与えるため、国には、放射能による環境汚染を未然に防止する責務があると考えます。

国においては、2011年6月、第177回国会で水質汚濁防止法改正の際、衆参両院は「附帯決議」を行い、環境の保全を図るべき環境省が「環境関連法における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、体制整備を図ること」としました。さらに、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が、同年8月に成立し、附則で放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的見直しを示しています。

その後、2012年6月、環境基本法が「改正」され、これまで適用除外となっていた放射性物質が対象となりました。さらに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても同様に対象となりましたが、未だ環境基準、規制基準は未整備のままであり、土壌汚染対策法などは放射性物質適用除外規定がそのまま残されている状況です。自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、法律の不備をこのまま放置しておくわけにはいかないと考えます。

よって、国においては、環境基本法「改正」を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、経済産業相大臣、環境省大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第5号

TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 6月14日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 関戸 勇

TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書

TPP（環太平洋経済連携協定）参加国は、2015年10月5日に「大筋合意」し、11月5日に「暫定文書」を発表した。限られたわずかな情報の中で、明らかになったその内容は、農林水産物の8割以上の関税を撤廃し、重要5品目についてもコメや乳製品など無税輸入枠やTPP枠を新たに設定して、輸入を受け入れるものになっている。

これらの内容は、主要農産物は交渉から「除外または再協議」とした国会決議に、違反するものであり、食料自給率の更なる低下はもとより、日本の農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与えるものになる。

さらに、ISDS条項、医療・保険分野、食の安全など各界から出されている懸念への説明を速やかに行い、国民的な議論を保障すべきである。

徹底した秘密交渉の中で進められ、農林水産業や国民生活に多大な影響を及ぼす「合意」に基づくTPP協定への調印・批准は認められない。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
- 2 国会決議に反するTPP「大筋合意」は撤回し、協定の調印・批准は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長